

議員提出議案第5号

現消防体制の組織維持に関する決議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び鳥取市議会会議規則（昭和43年鳥取市議会告示第1号）第14条第1項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成31年3月22日提出

提出者	鳥取市議会議員	上	杉	栄	一
		〃	上	田	孝
		〃	田	村	繁
		〃	伊	藤	幾
		〃	吉	田	博
				幸	

鳥取市議会議長 山田延孝様

現消防体制の組織維持に関する決議

鳥取県においては、現在、今後 10 年程度の将来を見据えた消防体制のあり方などについて、研究会を設置され検討を進められており、この中で「消防指令業務の共同運用」がテーマとなっている。

鳥取県内の消防体制については、昭和 50 年代から 40 年以上にわたり、全国に先駆けて、地勢や生活圏、医療圏等に基づき県内を 3 地域とした広域化が図られ、定着しているところであり、指令業務についても、3 指令センターで地域の実情を把握しながら円滑に運用されている。

消防に関する責任は、消防組織法第 6 条により市町村とされており、鳥取市は県東部 1 市 4 町で鳥取県東部広域行政管理組合を組織し、共同で消防業務を行っているところである。

人口減少や過疎化、高齢化が進展する将来においても、住民の安心安全の観点から、地域に密着した現在の体制は望ましい姿である。

したがって、本議会としては、研究会の結論にかかわらず、指令センターを含めた現消防体制の組織のあり方は維持されるべきと考える。

以上、決議する。

平成 31 年 3 月 22 日

鳥取市議会